

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年 4月16日

近畿地方整備局長 布村 明彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、鋼橋積算基準見直しの基礎資料を作成するために、昨年度実施した実態調査に基づき、鋼橋製作に係る材料費、副資材費、製作工数、直接労務者単価、間接労務費、横断歩道橋製作工数、工場塗装費及び輸送費の実態について、集計・解析とりまとめを行うものである。

業務の実施にあたっては、鋼橋製作工事の積算基準並びに積算構成の経緯等に精通し、総合的に考察出来る豊富な経験と専門的な知識を有しているとともに、昨今の低入札結果を受け、積算基準を緊急的に見直すために、実施済みの調査データを理解した上で、迅速かつ的確に業務を遂行する必要がある。また、集計・解析データの取扱いについては、予定価格算出のための基礎資料であり、公平性及び中立性が求められることから、(財)国土技術研究センター(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度鋼橋製作工数等調査解析業務

(2) 業務内容

鋼橋製作に係る材料費、副資材費、製作工数、直接労務者単価、間接製作費、横断歩道橋製作工数、工場塗装費及び輸送費の集計・解析とりまとめ

歩掛大括化及びユニットプライス化の検討

(3) 履行期限 平成20年3月10日

3. 業務目的

本業務は、鋼橋積算基準の適正化に向けた基礎資料を作成することを目的とするものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

- (2) 技術力に関する要件
鋼橋製作工事の積算基準並びに積算構成の経緯等に精通し、総合的に考察出来る豊富な経験と専門的な知識を有していること。
- (3) 中立性・公平性に関する要件
国土交通省が発注する工事の受注実績、受注希望がある企業との資本・人的関係がなく、中立性・公平性が確保できること。
- (4) 守秘性に関する要件
守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を実施していること。
- (5) 業務執行体制に関する要件
常時、業務を実施する担当技術者とその体制が確保できること。
- (6) 業務実績に関する要件
下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。
同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国土交通省が発注した鋼橋製作の積算基準に関する解析業務
類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国土交通省以外の公共工事発注機関が発注した鋼橋製作の積算基準に関する解析業務
- (7) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績等は以下のとおりとする。

【資格要件】

以下の から のいずれかの資格保有者であること。

国土交通省又は地方公共団体において、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理に関する指導・管理の職にあった者で、技術士（建設部門）の資格、又は1級土木施工管理技士の資格を取得している者。

技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

国土交通省又は地方公共団体において、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理に関する指導・管理の職にあった者で、その経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。

国土交通大臣が技術士（建設部門）の資格と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者。

【同種又は類似業務の実績】

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者であること。

同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国土交通省が発注した積算基準に関する解析業務

類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国土交通省以外の公共工事発注機関が発注した積算基準に関する解析業務

【手持ち業務量】

平成19年4月16日時点における全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

【恒常的な雇用関係】

配置予定管理技術者については、参加意思表示する法人と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「恒常的な雇用関係」とは参加意思確認書の提出日において3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586

大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎一号館7階

国土交通省近畿地方整備局 技術管理課 基準第一係

TEL：06-6942-1141（代）（内線3321）

FAX：06-6942-7825

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

(a) 交付期間 平成19年4月16日(月)から平成19年4月26日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

(b) 申込先及び交付場所 (1)に同じ

(c) 交付方法 手渡しとする。尚、説明書交付希望者は(1)担当部局へ事前に連絡すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提期期限：平成19年4月26日(木)16時00分

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：持参すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書（または企画競争実施のための企画提案書）の提出を要請する際の提出予定

期限：平成19年5月17日(木)16:00

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度

土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

以上